

今後の市の対応について

令和2年5月29日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

本市におけるイベントの取扱い及び施設利用については、5月15日の対策本部会議において、6月1日から開始することとしたところであるが、国及び県の対応を踏まえ、次のとおり取り扱う。

また、出水期を控え、災害時における感染症対策を検討するため、「災害対策準備チーム」を設ける。

1 三次市主催のイベント及び施設利用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部が令和2年5月29日に修正した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下「県の対処方針」という。）「3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請」に準じて取り扱うこととし、今後新たな感染等がない場合、市が管理する施設については、原則として6月1日から通常運用を開始する。

なお、指定管理者に対してもこの旨を連絡し、県の対処方針の徹底を要請する。

2 市民への呼びかけについて

県の対処方針「4 県民に対する要請」の①～⑦について周知を図る。

3 「災害対策準備チーム」の設置について

出水期を控え、災害時における避難所等での新型コロナウイルス等の感染防止を図るため、対策本部内に「災害対策準備チーム」を設け、必要な対策を検討する。